

愛知県 「分権時代における県の在り方検討委員会『最終報告書』」抜粋
(道州内分権のための制度案)

1 道州内分権の必要性

- ≫ 市町村の区域を越える事務（旧府県の広域事務）をどこが担うのか？
- ≫ この業務を道州政府の本庁が担うことは、住民・市町村との距離から適切ではない。

2 考えられる組織・体制（自治の拡大 → 「顔の見える道州制」をめざす）

- ≫ 道州と市町村の間となる行政単位が必要
- ≫ 具体的な組織・体制としては、①道州の地方機関（地方庁）、②政令指定都市が周辺市町村を補完、③市町村相互の広域連合、④道州と市町村の広域連合 などが考えられる。
- ≫ 行政単位のエリアは、旧の国（尾張、三河など）を単位とすることが適当。
- ≫ 行政単位には、企画立案権を含め大胆な分権を推進する。

3 住民によるコントロール

- ≫ 行政単位に企画立案権を委ねるなら、住民によるコントロールをいかに確保するかが課題（政令指定都市は除く）
- ≫ 広域連合：その所管事務が多岐にわたる場合は、長と議会を直接公選
- ≫ 地方庁：①議会（無報酬）または地域審議会の設置
②地方庁の長を道州知事が議会の同意を得て選任（特別職）

〔「顔の見える道州制」の決定・実施システムのイメージ〕

